

3-4表 令和5年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該 当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
2-24	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止 ・雇止めの撤回 ・金員の支払い	2.10.30	5.3.29	一部救済	881日	再審査 (使)
3-10	労働組合	X(建設業)	1 2 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.4.1				
3-25	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.9.16	5.9.6	一部救済	721日	再審査 (使)
3-30	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業) ③Z(建設業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.11.10	5.5.23	棄却	560日	
4-1	労働組合	X(生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.1.21	5.5.23	全部救済	488日	行政訴訟 (使)
4-2	労働組合	X(情報通信業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.2.9	5.10.24	一部救済	623日	
4-5	労働組合	X(医療, 福祉)	2	・誠実団交実施	4.3.11	5.9.6	全部救済	545日	
4-6	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2 3 4	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・報復的不利益取扱いの禁止	4.3.22	5.5.24	関与和解	429日	
4-11	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.5.24	5.2.28	全部救済	281日	
4-12	①労働組合A ②労働組合B	X(医療, 福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.5.30				
4-13	労働組合	X(金融業, 保険業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・離職の撤回 ・高齢者雇用安定法による就業確保措置の構築	4.6.17				
4-15	労働組合	①X(サービス業) ②Y(製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.8.24	5.6.21	関与和解	302日	
4-18	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.24				
4-19	労働組合	X(宿泊業, 飲食サービス業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25	5.12.6	棄却	408日	再審査 (労)

3-4表 令和5年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該 当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
4-20	労働組合	X(建設業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25				
4-21	労働組合	X(複合サービス事業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.10.31	5.7.6	関与和解	249日	
4-22	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾, 誠実団交実施 ・支配介入の禁止	4.11.17	5.10.18	関与和解	336日	
4-23	労働組合	X(サービス業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.11.30				
4-24	労働組合	X(生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.12.14				
4-25	労働組合	X(製造業)	1 2 3	・金員の支払い ・処分の撤回 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.12.23	5.12.28	関与和解	371日	
5-1	労働組合	X(卸売業, 小売業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	5.1.18	5.11.16	関与和解	303日	
5-2	労働組合	X(宿泊業, 飲食サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.1.27	5.7.7	関与和解	162日	
5-3	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・バックペイ ・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止	5.2.8	5.8.18	関与和解	192日	
5-4	労働組合	X(製造業)	1 2	・誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・ポスト・ノーティス	5.2.15	5.7.26	関与和解	162日	
5-5	労働組合	X(製造業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	5.3.16				
5-6	労働組合	①X(サービス業) ②Y(生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.4.28				
5-7	労働組合	①X(運輸業, 郵便業) ②Y(運輸業, 郵便業)	2	・団体交渉応諾, 誠実団交実施	5.6.8				
5-8	労働組合	X(サービス業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	5.6.13				
5-9	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	1 2 3	・原職復帰 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.6.22	5.12.14	無関与和解	176日	

3-4表 令和5年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該 当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-10	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.6.26				
5-11	労働組合	X(情報通信業)	1 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・報復的不利益取扱いの禁止	5.6.27				
5-12	労働組合	X(生活関連サービス業, 娯楽業)	1 3	・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.7.24				
5-13	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	2	・団体交渉応諾	5.8.9				
5-14	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・団体交渉応諾, 誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.8.9				
5-15	労働組合	X(サービス業)	2 3	・団体交渉応諾, 誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.8.14				
5-16	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	2	・団体交渉応諾, 誠実団交実施 ・未払い賃金の支払い ・ポスト・ノーティス	5.8.17				
5-17	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業)	2	・団体交渉応諾, 誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.8.21	5.11.28	関与和解	100日	
5-18	労働組合	X(医療, 福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.8.23	5.12.28	取下げ	128日	
5-19	労働組合	X(医療, 福祉)	2	・団体交渉応諾	5.10.4	5.12.11	関与和解	69日	
5-20	労働組合	X(医療, 福祉)	2 3	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.11.2				
5-21	労働組合	X(不動産業, 物品賃貸業)	2	・団体交渉応諾 ・協約締結	5.11.10				
5-22	労働組合	X(複合サービス事業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.11.22				
5-23	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業)	2	・団体交渉応諾, 誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.11.28				
5-24	労働組合	X(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.11.29				

3-4表 令和5年不当労働行為救済申立一覧

事件番号	申立人 (労働組合/個人)	被申立人 (業種)	第7条該 当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-25	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	1 2 3	・団体交渉応諾 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.12.12				
5-26	労働組合	①X(サービス業) ②Y(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.12.21				